

平成26年度

総会議案書

日時 平成26年5月22日(木)
午後4時00分～午後5時00分

会場 中野区役所7階8. 9. 10会議室

中野区立中学校PTA連合会

総会次第

総 会 (午後4時00分～午後5時00分)

1. 開会の辞
2. 平成25年度 中P連会長挨拶
3. 平成25年度 校長会会長挨拶
4. 来賓挨拶・紹介
5. 議長選出
6. 議事
 - ①平成25年度 事業報告
 - ②平成25年度 決算報告
 - ③平成25年度 監査報告
 - ④質疑応答及び承認
 - ⑤平成26年度 役員候補者選出案報告及び委員紹介
 - ⑥平成26年度 中P連会長挨拶
 - ⑦平成26年度 校長会会長挨拶
 - ⑧平成26年度 活動方針案審議
 - ⑨平成26年度 予算案審議
 - ⑩会則改正案審議
 - ⑪質疑応答及び承認
7. 議長解任
8. 閉会の辞

中野区立中学校PTA連合会
平成25年度事業報告

所 属	内 容	活 動 日
会長会	定例会 執行部・役員会・臨時会長会 副会長会 PTA書記・会計研鑽会	12回（毎月開催） 随時開催 年2回 6月22日、6月29日
研修委員会	PTA役員・委員研修分科会 小P連・中P連合同研修会 委員会	6月8日～11月14日 2月20日 随時開催
広報委員会	中P連だより59号発行 中P連だより60号発行 委員会	7月 3月 随時開催
事業委員会	バレーボール大会キャプテン会議 卓球大会キャプテン会議 バレーボール大会 卓球大会 バレーボール反省会 卓球反省会 委員会 区立中学校学校訪問（南部5校） 区立中学校学校訪問（北部6校）	9月13日 10月18日 11月30日 12月7日 1月15日 1月20日 随時開催 6月6日 6月11日
その他	総会・懇親会 保護司会との懇談会 校長会との懇談会 区長、教育長との懇談会 区議会各派との懇談会 教育委員との懇談会 教育委員会事務局との懇談会 総体陸上 薬物乱用防止中野区民大会 中学生意見発表会 中野区賀詞交歓会 東京都中学生駅伝大会 家庭教育支援講座 新旧会長研修会	5月27日 6月13日 6月21日 8月2日 8月9日 8月23日 8月29日 10月3日 11月14日 12月14日 1月6日 2月9日(大雪の為中止) 3月1日 3月23日
対外関係	各委員が随時出席	

中野区立中学校PTA連合会
平成26年度役員 (案)

役職名	氏名	学校
会長	神山 知明	第十中学校
副会長	佐藤 美奈子 寺澤 俊郎 関 年隆 (校長会)	第七中学校 第八中学校 第十中学校
会計	染谷 ゆかり 姉崎 文世	緑野中学校 中野中学校

会計監査 市川 令子 (第二中学校元会長)
 宮下 彰(校長会) (第七中学校)

相談役 佐久間 利彦 (第四中学校元会長)
 顧問 久保 功 (第五中学校元会長)
 白石 忠一 (第八中学校元会長)
 照屋 宏 (南中野中学校前会長)
 廣瀬 千史 (緑野中学校元会長)

事務局 岡 陽子 (緑野中学校前会長)
 前川 祥子 (中野中学校前会長)

*校長会窓口・・・弓田 豊 (第四中学校長)

*中P連窓口・・・山口 博之 (北中野中学校長)

中野区立中学校PTA連合会
平成26年度活動方針（案）

本 年 度 活 動 目 標

単位PTAの意見を反映し
中野区の教育振興に寄与する

中 P 連 ス ロ ー ガ ン

一校の問題は中野区立中学校の問題として
共に考え学び行動する

上記の目標を達成するために下記の活動を行う。

1. 各単位PTA活動の充実を図るため、役員・委員等の研修および情報の交換を行う。
2. 青少年をとりまく地域の環境浄化を図り、非行防止活動のよりいっそうの充実を図る。
3. 各校の施設及び教育環境を充実させるために、改善、整備を要望する。
4. 各単位PTA会員相互の親睦及び健康の増進を図るため、スポーツ大会等を開催する。
5. 広報紙の発行及びホームページによる情報発信を通じ、中P連の活動情報を各単位PTA会員ほか提供する。
6. OB及び、各関連団体との連携を図る。

会則 改正箇所

改正前	改正後
<p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 会議を招集し、会務を統轄する。</p> <p>副会長 3名 (内1名は校長) 会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。</p> <p>会計 2名 本会の会計事務を行う。</p> <p>監査 2名 (内1名は校長) 本会の会計を監査する。</p>	<p>第6条 本会に次の役員と会計監査を置く。</p> <p>会長 1名 会議を招集し、会務を統轄する。</p> <p>副会長 3名 (内1名は校長) 会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。</p> <p>会計 2名 本会の会計事務を行う。</p> <p>会計監査 2名 (内1名は校長) 本会の会計を監査する。</p>

中野区立中学校PTA連合会 会 則 ~~草案~~

- 第1条 本会の中野区立中学校PTA連合会（中P連）と称する。
- 第2条 本会は事務所を中P連会長在任校に置く。
- 第3条 本会の中野区に設置された区立中学校PTA（単位PTA）相互の親睦を図り、連携を密にし、区立中学校振興のため協力することを目的とする。
- 第4条 本会の中野区立中学校の各PTA会員をもって組織する。
- 第5条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総会は単位PTA代表者5名（内会長、校長を含む）ずつをもって構成し、この会の最高議決機関である。
 2. 執行部会は、この会の会長、副会長をもって構成し、外部機関・団体との調整を行い中P連の円滑な運営について協議する。
 3. 役員会は、この会の役員をもって構成し、総会で決定承認された事項の処理、緊急必要な会務の処理にあたる。
 4. 会長会は、単位PTA会長及び代表校長をもって構成し、単位PTA間の情報交換、専門委員会の連絡調整、その他緊急必要な事項について協議する。
 5. 専門委員会は単位PTA会長をもって構成し、この会の事業達成のために必要な会議を招集し、実施の任にあたる。
- 第6条 本会に次の役員と会計監査を置く。
- 会長 1名
会議を招集し、会務を統轄する。
- 副会長 3名 (内1名は校長)
会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。
- 会計 2名
本会の会計事務を行う。
- 会計監査 2名 (内1名は校長)
本会の会計を監査する。

- 第7条 役員は各単位PTA会長の（代表校長については各学校長）互選により決定し、総会の承認を受ける。その任期は一会計年度とする。但し再任は妨げない。
- 第8条 本会に事務局を置く。事務局は会長が委嘱する。事務局は会長の意を受けて会務にあたる。
- 第9条 本会に相談役と顧問を置くことができる。
- 第10条 会の会費は、各単位PTAの分担金により運営する。但し、必要ある場合は臨時徴収できる。分担金の額は細則に定める。
- 第11条 本会の会計は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 本会の会則の改訂は、会長会にはかり、総会の承認を受けなければならない。
- 第13条 この会の細則については、会長会において審議決定するものとする。
- 附 則 本会則は平成26年4月1日から適用する。

昭和35年9月13日 改正
 昭和37年6月19日 改正
 昭和48年6月25日 改正
 昭和49年6月17日 改正
 昭和52年6月 7日 改正
 昭和59年6月 2日 改正
 昭和63年6月 4日 改正
 平成 元年5月27日 改正
 平成10年5月29日 改正
 平成20年5月19日 改正
 平成22年5月18日 改正
 平成23年5月27日 改正
 平成24年5月25日 改正
 平成26年5月22日 改正

中野区立中学校PTA連合会 細則

- 第1条 この会の会費は、各単位PTA年間300円×会員数(世帯数)とする。
- 第2条 この会に次の専門委員会を置く。
- 1 研修委員会・・・各単位PTAの情報交換、会員意識の高揚を図る。
 - 2 広報委員会・・・各単位PTAの広報活動の充実、中P連だよりの発行、ホームページの運営・管理を行う。
 - 3 事業委員会・・・区立中学校の教育環境の整備、親と子の健康管理、体力向上を図る。
 - 4 特別委員会・・・特別案件がある場合に設置、活動する。
- 第3条 この会に特に功労があった者に対して感謝状を贈呈することができる。
- 第4条 この会の相談役、顧問は会長が任免する。
- 第5条 事務局の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第6条 相談役、顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第7条 この会に携わる者の慶弔については、執行部一任とする。
- 附 則 本会細則は平成23年4月1日より適用する。